

## 4035 日インド経済連携協定に係る輸入貨物の関税撤廃

日インド経済連携協定では、附属書 1 で具体的な譲許の内容を定めています。日本側における即時関税撤廃、段階的引下げによる関税撤廃・削減等の譲許の区分については、附属書 1 第 1 編の「一般的注釈」で規定されています。

(参考：一般的注釈)

表 4 欄	内容	備考	主な品目
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目	ドリアン、アスパラガス (生鮮・冷蔵)、えび、 製材
Bn	協定の発効日から「n+1 回」 の毎年均等な関税の引下 げ。基準税率から「n+1 回 目」で撤廃	段階的関税引下げ撤廃品目 n=5, 7, 10, 15 初回：協定発効日 次回以降：4 月 1 日	カレー、とうがらし(生 鮮・冷蔵)、さめ魚肉、 シーバス
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目	米、小麦、牛肉、豚肉、 鶏肉、まぐろ、ワイン

※インドの表については、協定附属書 1 第 2 編(英文)を参照願います。

### 日・インドの関税譲許に関する条文

- 日本の表 (協定附属書 1 第 3 編) (和文)  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiiko/fta/j\\_india/pdfs/ijcepa\\_x01\\_j.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiiko/fta/j_india/pdfs/ijcepa_x01_j.pdf)
- インドの表 (協定附属書 1 第 2 編) (英文)  
[http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/india/epa201102/pdfs/ijcepa\\_x01\\_e.pdf](http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/india/epa201102/pdfs/ijcepa_x01_e.pdf)